



第16回 移送サービス研究協議会

三月七日東京飯田橋セントラルプラザにおいて、第十六回移送サービス研究協議会が開催されました。「さわやか」から江頭理事長と山田梶原が参加しました。

スガイドラインの対応と最新の情報を得るために参加しました。国土交通省の自動車交通局旅客課専門官の田中俊幸氏よりNPO等による有償運送の全国実施(案)ということと八項目にわたる許可要件の説明がありました。

移送サービス ガイドライン

三月十七日に国土交通省は、有償ボランティアによる、移送サービス・ガイドラインを発表しました。

「さわやか」も、このガイドラインに沿って活動をする事になりますので、その大事な部分を取捨して、皆様にお知らせします。

① 許可手続き等

運輸支局長等は要件を満たし、かつ、運営協議会の協議を経て地方公共団体から具体的な協力依頼を示して許可申請があった場合に条件を付して許可。

② 運営協議会

運送の必要性、条件等について、主宰者が判断するために、各地域ごとに設置。

構成メンバーは、地方公共団体(主宰者)、地方運輸局、関係交通機関の代表、NPO等の代表、利用者代表、等。

③ 運送主体

NPO法人、社会福祉法人、医療法人、公益法人等を含む非営利法人。

④ 運営の対象

要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であってあらかじめ会員登録した者。

⑤ 使用車両

リフト等の特殊な設備またはリフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車。(軽自動車も含む)

セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める。車体側面に許可車両であることを表示。

⑥ 運転者の条件

普通二種免許を有することを基本とする。これによりがたい場合は、一定期間運転免許停止処分のないこと、安全運転・乗降介助等に関する講習の受講等十分な能力及び経験を有していること認められること。

⑦ 損害賠償措置

対人八千万円以上および対物二百万円以上の任意保険等に加入。

⑧ 運送の対価

タクシーの上限運賃の概ね二分の一以下を目安として運営協議会において判断。

以上が移送サービスのガイドラインの大きな要点です。このガイドラインは、四月一日より実施されますが、当面は二年間の猶予期間がありますので、実際の実施は二年先くらいになると思われます。

まず、運営協議会を作らなければなりません。また、構造改革特区も必要です。

このガイドラインを実施するには、まだまだ、必要な関門を乗り越えなければなりません。

「さわやか」は北九州市の障害者小規模共同作業所に認定されていますので、公的機関が認証してくれるものと確信しています。

いずれにしても、二年後にはガイドラインに基づいて施行がされると思われれます。参考資料にしていたければ幸いです。



ほほえみ諫早 ボランティア研修会



二月二十九日(日)長崎県諫早市の通院介護支援センター「ほほえみ諫早」の平成十五年度ボランティア研修会が、諫早市社会福祉会館で開催されました。

「さわやか」から、江頭理事長と山田が参加し、江頭理事長が講師として『ボランティアの心がけと、移送サービス・ガイ

ドラインについて』講演をしました。

当日は、諫早市市議会議員の方三名と、多良見町市議会議員の方一名と、諫早市障害福祉課から、一名の方が参加され、「ほほえみ諫早」のボランティアさんをはじめ、長崎県腎協の北川会長など、三十八名が参加されました。

約1時間の講演のあと、質疑応答では、ガイドラインやボランティア募集、また福祉車両などについて次々と質問が出され、「ほほえみ諫早」の皆さんのボランティアに対する熱い情熱が感じられました。



三県合同ボランティア研修交流会に向けて今回より各事業所の紹介をさせていただきます。
今回は福岡市の 特定非営利活動法人 通院送迎センター「ステップ福岡」さんです。

『ステップ福岡』の紹介



活躍する2台のステップ号

やる気満々のスタッフ



真砂尊光理事長



浜辺 和美



落合 律子



井嶋 等

平成11年9月発足以来4年半、ボランティアさん他皆様のお陰でNPOの法人格も取得し、やっと足を地に付けて歩き始めました。現在では患者数約70名を65名のボランティアさんに送迎していただき、毎月約780回の延べ回数を数えるに至りました。これからも、スタッフ全員それぞれの知恵と力を出し合ってがんばって行きたいと思っています

送迎を終わって
ホット一息!!
ボランティアの堤さん



ステップ号で送迎中
(患者さんの安心した顔に注目)